議案第８６号

築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和８年１２月１日

築上町長　　古　市　照　雄

理由

築上町中央公民館の小中一体型校への移転に伴い、住所の変更及び使用料の見直しのため、条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

築上町条例第　　号

築上町公民館条例の一部を改正する条例

築上町公民館条例（平成18年築上町条例第178号）の一部を次のように改正する。

別表第１築上町中央公民館の項位置の欄中「756番地」を「158番地２」に改める。

別表第２　１　築上町中央公民館を次のように改める。

１　築上町中央公民館

室名	使用料（１時間）
多目的ホール	電動式座席　使用の場合　6,500円 電動式座席　未使用の場合　5,300円
大会議室	600円
小会議室１	300円
小会議室２	300円
小会議室３	200円
小会議室４	200円
和室	200円

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

新旧対照表

○築上町公民館条例

新

別表第１（第２条関係）

名称	位置
築上町中央公民館	築上町大字高塚158番地２
（略）	

別表第２（第９条関係）

１　築上町中央公民館

室名	使用料（１時間）
多目的ホール	電動式座席　使用の場合　6,500円 電動式座席　未使用の場合　5,300円
大会議室	600円
小会議室１	300円
小会議室２	300円
小会議室３	200円
小会議室４	200円
和室	200円

旧

別表第１（第２条関係）

名称	位置
築上町中央公民館	築上町大字高塚756番地
（略）	

別表第２（第９条関係）

１　築上町中央公民館

室名	使用料（１時間）	冷暖房料金（１時間）
大ホール	1,050円	1,050円
会議室	200円	100円
研修室	200円	100円
調理実習室	200円	100円
視聴覚室	200円	100円
第１講義室	200円	100円
第２講義室	200円	100円
和室①　（茶室）	200円	100円
和室②　（茶室）	200円	100円
和室③	200円	100円

新	旧		
	和室④	200円	100円
	小会議室	200円	100円